

相続救急110番

「相続難民」にならないために

発行：司法書士法人 ABC



〒540-6591
大阪府大阪市中央区大手前1丁目7番 31号
OMMビル 15階
TEL:06-6232-8797 FAX:06-6232-8798
http://www.abc-jsc.com/

2015年1月の相続税法改正を前後して、「相続」の話題が報道などで取り上げられることが多くなりました。司法書士法人 ABC 発行のニュースレター『相続救急110番』では、一般人が知らない「相続」にまつわる落とし穴やリスクに関する知識などを、時事問題に絡めたり、実際の事例などを交えたりしながら、分かりやすく解説していきます。

特集

よくある相談事例 ～手続のミスリード～



司法書士法人 ABC 東京支店長
司法書士 辻本雅嗣

自らが直面し、初めてその深刻さに気付くのが「相続問題」の特徴です。皆さんがもっと身近な、「自分事」として「相続」と向き合えるにはどうすればいいのか。その一助となるように当事務所に寄せられる代表的な「負債相続」の相談事例の一つを挙げ、解説します。今回取り上げたのは、専門家の手続きのミスリードに関する事例です。

● 依頼人からの相談内容

4歳の時に生き別れになっていた父が亡くなり、相続問題が生じました。期間伸長の手続きも行い、父の財産についてもよく調べました。その結果、特に相続するものもないと判断し、放置しておいたのですが、多額の負債があることが後に発覚したのです。

実は、司法書士には相談しており、放棄したい旨を伝えたのですが、すでに遺産分割協議書にサインさせられおり、登記申請も私の知らないところで行われてしまっていました。日付は記入せず、もう少し様子を見てからと理解していたのですが、サインした書類は、渡した翌日には申請されていたとのことでした。そのため負債相続が発生してしまったのです。弁護士や他の司法書士、税理士にも相談したのですが、家庭裁判所への相続放棄の申し立ては認められませんでした。

途方に暮れていましたが、インターネットで司法書士法人 ABC の存在を知り、相談させていただきました。ABCのかたにしっかりと聞いていただき、専門家による適切な対応の結果、解決に至ることができました。心から感謝しています。

【ポイント】

専門家の「負債相続」に対する知識不足による手続きのミスリード

【解説】

依頼人の手続きに対して最初に対応した司法書士がミスリードしてしまったために、依頼人の意思に反して相続放棄が難しくなった事例です。法律上のハードルが高く解決が難しいケースでもあります。

原因は司法書士の知識不足にあると考えられます。依頼人は、遺産分割協議書にサインをする前提として相続放棄の意思表示をしています。司法書士との話し合いの中では、相続放棄の手続きを終えたうえで、日付を記入し、登記申請するという前提でした。依頼人は相続放棄の一環としてサインをしたつもりだったのです。ところが、法律的には遺産分割協議書にサインをすると、単純承認事由となり、相続放棄ができなくなってしまいます。

今回の依頼人のケースでは、法律のハードルが大きくは二つあります。一つは、期間伸長していましたが、それを過ぎていたことが大きな問題点となります。二つ目は、遺産分割協議がなされ、すでに相続登記が行

第4回 「負債相続難民」が生まれる背景 (2)

当法人の代表司法書士・椎葉基史は、業界に先駆け、いち早く、借金などのマイナス財産の相続を指す「負債相続」で困窮する人(=「負債相続難民」)の救援に乗り出し、現在までに1500件以上の相談に対応してきました。このコーナーでは、「負債相続」についての基礎知識や具体的な事例を紹介します。

遺産分割の現場、相続争いの現場でも専門家による被害

前は専門家の知識不足による相続被害は深刻な問題であると指摘しました。その中でも「連帯保証」、これが今、大きな問題になっています。

例えば、相続税を計算する現場においては、まず、引き継いだ財産がいくらかという遺産の総額を出します。その中から基礎控除3千万、相続人1人当たり6百万という相続人控除を引きます。さらには、引き継いだ借金があればその借金を差し引いてその残りに相続税が課税されるようになっていきます。ただ、ここで問題なのは、連帯保証人という立場も法律上は相続人に引き継がれるということです。いわば隠れた借金なのです。

しかしながら、その立場については債務控除の対象にはならないため、相続税を計算するときには差し引けないということになります。ですから、相続税の計算をする上では、ここに関してはあまり注目されず見逃されることも多くあるのが現状です。したがって、相続人の皆さんもここが話題に出ることが少なく、特

に問題がないと思って見過ごしているという現実があります。

遺産分割の現場、相続争いの現場でも専門家による被害が出ています。

例えば、相続人である兄弟3人(長女・長男・次男)で相続した財産を分ける場合。この相続では借金もありました。長女は「財産は何も受け取らない。関わりたくない」とし、長男と次男に一切を譲るということになり、専門家が入って手続きを進めました。専門家は「遺産分割協議書を作ってそこにサインしましょう」とし、手続き上は「遺産分割協議」ということで終わらせてしまいました。「私は何も受取りません」とサインして紙一枚で終わったわけです。そしてこの長女は、これで相続から一切逃れられたと安心していました。

しかし、この遺産分割協議上で何も受け取らないということは、あくまでもプラスの財産を受け取らないと言っているだけであって、借金自体はしっかりと相続されてきます。これは、法律上、「相続分の放棄」と

見逃される連帯保証の事実

- 遺産の総額を算出
- 遺産から相続した債務を差し引ける
- 相続税を算出



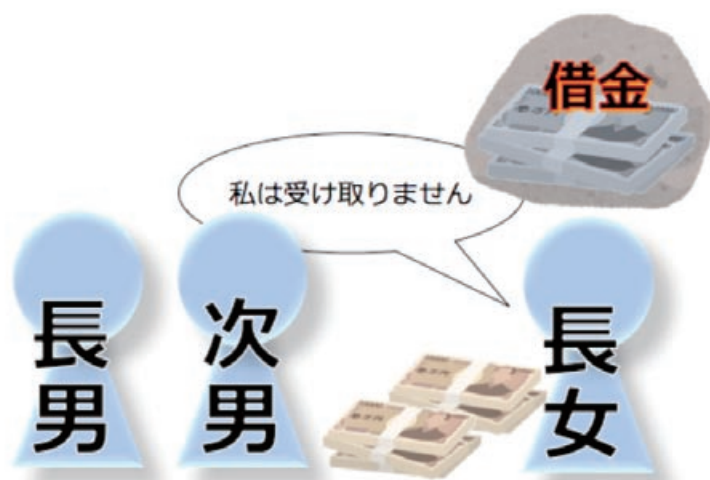
隠されたリスク

連帯保証人の立場も相続されるが・・・

債務控除の対象にならない

話題に上ることなく
放置されている

“誤信”影響のある専門家の言葉



➤ 専門家が関与した遺産分割の話し合いで「相続を放棄します」と主張していても法的には認められていない
「相続分の放棄」と「相続放棄」を勘違いしてしまっている

➤ 連帯保証や借金などのリスクだけを相続してしまっている

いわれる行為で、相続放棄ではありません。ですから、本来なら長女は家庭裁判所で相続放棄の手続きをしっかりと取った後に、残った相続人の間で遺産分割協議をしなければならなかったのです。しかし現在、専門家が遺産整理に関わっていて、こういった形で手続きを進めているケースはほとんどないと思います。ほとんどが、「相続分の放棄」と「相続放棄」を混同してい

て、この事例のように借金が相続されてしまうという現状があります。

相続人は、専門家が関与しているのに、まさかこんなことが起きているとは思いません。ですから、相続対策から負債相続支援が抜け落ちている現状をもっと問題視しなければならないというメッセージを私どもは発信し続けているのです。 (次回に続く)

INFORMATION

毎日放送【VOICE】様より取材を受けました。

放送日：2016年9月22日(木) 18:15～19:00

当センターの代表・椎葉基史が、9月22日に毎日放送【VOICE】様より、「死後離婚」(法的には「姻族関係の終了」という手続きになる)について取材を受けました。

「死後離婚」は、ご主人が亡くなって嫁姑の関係が悪化し、関係を断ち切りたいなどのケースで、まだそれほど数は多くないものの徐々に増えてきています。

「死後離婚」に姑や夫の親族の同意は必要なく、本籍地の役所に書類を提出するだけで手続きは終了します。夫の死後、追い込まれた妻にとっての最終手段ともいえる制度です。親族関係が終了しますので、扶養義務はなくなります。

当事務所でも、相続のご相談をいただくときに併せてお話しするケースがあります。



司法書士法人ABC

●【大阪本店】
● 大阪市中央区大手前1丁目7番31号
● OMMビル15階
● TEL: 06-6232-8797 FAX: 06-6232-8798

●【東京支店】
● 東京都千代田区内神田2丁目11番6号
● 共同ビル(内神田)5階
● TEL: 03-5577-5113 FAX: 03-5577-5134